

## 校 訓

### (1) 自 律

自分の目標達成と社会の発展のために、自分の進むべき方向を決定し、  
進んで実践する。

### (2) 協 同

自他の人格を尊重し合い、互いに励まし、いたわり合う。

### (3) 根 性

失敗や困難を乗り越え、最後までやり遂げる。

一 紫におう 朝空に  
仰ぐ豊かな 桜島  
輝く瞳 はればれと  
真理のとびら 開きゆく  
鴨池中学 ああわれら

二 緑の松の 影清く  
映えて明るい 錦江湾  
心を磨き 身を鍛え  
友愛花と 咲きかおる  
鴨池中学 ああわれら

三 大空広く 海広く  
若き夢呼ぶ 鶴ヶ崎  
希望の翼 はばたいて  
祖国の明日を 担い立つ  
鴨池中学 ああわれら

石井三千男 作詞  
林 幸光 作曲

## 校 歌

第77回

## 同窓会入会式のしおり

令和6年3月11日(月)

11:50~12:25



鹿児島市立鴨池中学校同窓会

## 式次第

- 一 一同礼
- 二 開式のことば
- 三 同窓会入会者名簿提出
- 四 同窓会長歓迎のことば
- 五 功労者表彰
- 六 学校長祝辞
- 七 新入会員代表あいさつ
- 八 校歌斉唱
- 九 閉式のことば
- 十 一同礼



# 鴨池中学校同窓会のあゆみ

昭和二十三年の鴨池中第一回卒業生四二名で発足する。以後、毎年多数の新会員を得て、令和五年三月末の会員は二五、五三三名を数える。  
このたびの新会員(第七十七期会員)一三二名の入会により、会員数二五、六六四名という県下でも類を見ない大規模な同窓会となる。

## 【役員紹介】

- 会長 松元 義男 (三十七年十五回卒)
- 顧問 元野 弘 (校長)  
中村 貞義 (教頭)  
大郷 謙一郎 (学年主任)

鴨池中学校同窓会事務局

問い合わせ先 鴨池校区コミュニティ協議会

TEL 〇九九―二八五―二五二二

## 【第七十七回卒業生】

学級理事 後期総務・副総務

- 一組 面田 光希  
桑本 明人
- 二組 坂田 匠海  
吉永 虎大
- 三組 福元 みづさ  
菊浦 陽介
- 四組 大崎 正晃  
長谷 瑛太



# 鹿児島市立鴨池中学校同窓会会則

## 第一章 名称

第一条 この会は、鹿児島市立鴨池中学校同窓会という。

第二条 この会は、鹿児島市立鴨池中学校に本部を置く。

## 第二章 目的及び事業

第三条 この会は母校と卒業生との連絡を密にし、且つ会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第四条 この会は第三条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 会員名簿の発行
- 2 会誌の発行
- 3 その他適切な事業

## 第三章 組織

第五条 この会は、左の会員を持つて組織する。

- 1 正会員 本校卒業生
- 2 特別会員 本校現職員および旧職員

## 第四章 役員

第六条 この会に左の役員をおく。

- 1 会長一名
- 2 副会長三名
- 3 幹事四名
- 4 理事若干名
- 5 顧問若干名(内一名は校長)

第七条 会長は会務を処理する。副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。幹事は庶務会計を処理する。理事は会務を円滑にする。

第八条 会長、副会長及び幹事は、総会において会員中より選挙する。新理事は卒業の際、各学級より二名とし、理事会がこれを承認する。

第九条 役員任期は二年とし、再選を妨げない。

## 第五章 会議

第十条 会議は次の通りとする。

- 1 総会
- 2 理事会

総会は原則として年一回八月第二日曜日に開催する。特に急を要する場合は理事会を持つて総会にかえることができる。

この場合総会で事後承認を受けなければならない。

理事会は必要に応じて会長がこれを招集する。

第十一条 総会では左の事項を審議する。

- 1 会則の改廃
- 2 毎年度の収支決算
- 3 会長・副会長・幹事の選挙
- 4 その他必要な事項

第十二条 理事会では左の事項を審議する。

- 1 総会に提出する事項
- 2 総会を開催する暇がない場合の緊急事項
- 3 その他の必要な事項

## 第六章 会計

第十三条 正会員は卒業の際入会費二〇〇円を納入するものとする。

第十四条 この会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わるものとする。

第十五条 毎年度の収支決算は総会の承認を必要とする。但し、会報によつて報告しこれに代え得る。

## 第七章 附則

第十六条 この会則は総会の決議を得なければ変更することはできない。

この会則は昭和三十六年八月十四日より施行する